

見附市告示第93号

見附市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月20日

見附市長 稲田 亮

見附市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程

見附市地方産業育成資金貸付規程（昭和56年見附市告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「貸付限度額、資金の使途、貸付期間及び貸付利率」を「貸付の条件」に改め、「別表第2のとおり」の次に「とし、貸付の利率は市長が、金融機関と協議のうえ定めるもの」を加える。

別表第1を次のように改める。

名称	住所
株式会社第四北越銀行見附中央支店	見附市本町2丁目1番1号
株式会社第四北越銀行今町中央支店	見附市上新田町429番地17
株式会社大光銀行見附支店	見附市本町1丁目1番33号
株式会社第四北越銀行見附支店	見附市本町2丁目1番1号
新潟縣信用組合見附支店	見附市新町1丁目1番7号
新潟縣信用組合今町支店	見附市新町1丁目1番7号
長岡信用金庫見附支店	見附市新町2丁目3番23号
はばたき信用組合今町支店	見附市今町5丁目34番8号
株式会社第四北越銀行今町支店	見附市上新田町429番地17
三条信用金庫見附支店	見附市昭和町1丁目2番30号
えちご中越農業協同組合見附東支店	見附市学校町1丁目2番27号

別表第2を次のように改める。

貸付限度額	資金の使途	貸付期間
10,000,000円	運転資金	5年以内
	設備資金	7年以内

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市地方産業育成資金貸付規程の規定は令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第3条の規定は、令和8年4月1日以降に行われる貸付について適用し、同日前に行われた貸付については、なお従前の例による。